

重要事項説明書

(令和8年度)



学校法人呑龍愛育会

指定児童発達支援事業所

Don キッズひなたぼっこ

知らせたいな。呑龍愛育会というところ

子どもが初めて出会う「社会」は、園や施設です。家族以外の大人・様々な子どもたちと出会い、はじめて「自分」と「人」との関わりを体験する場所です。
施設によって、年齢・役割・過ごし方はそれぞれ違いますが、そこに流れている想いはどの施設も同じです。

私たちの
保育理念は・・・

「楽しくなければ呑龍じゃない」

「先生も楽しい呑龍」

「親も楽しい呑龍」

この理念のもと、日々の教育・生活に向き合っています。

“楽しいから” 続けられる！

私は5歳からサッカーを続けてきました。そのうち11年をプロの道で過ごしました。辛いことや大変な事もありましたが、それでもサッカーを続けてこられた理由は、なによりサッカーが「楽しかったから！」です。楽しいから続けられ、乗り越え、成長できる。この実感が、私の原点にあります。

だから私は、理念に「楽しい」という言葉を入れました。
その想いが、呑龍愛育会の教育や保育の土台になっています。

子どもが育つ場所は人生の土台になる場所

幼い頃に経験したこと、その時に感じた安心感や楽しさ、大人との関わりや友だちとの関わりは、その後大人になるまでの成長に確実につながっていきます。
だからこそ私たちは、「預かる場所」ではなく、「育てる場所」でありたいと考えています。なぜなら私たちの施設は、“生きている場所”だからです。

子どもたちの笑い声・夢中になっている姿・先生たちの関わりは、その瞬間・その場所で生まれています。

私たちがどんな想いで子どもたちと向き合い、どんな場所でありたいと願っているのか、伝えきれないこともあるかと思いますが、写真・文章・言葉で精一杯お伝えしたいと思っています。

子どもにとって、そしてお母さん・お父さんにとって、おじいちゃん・おばあちゃんにとっても、
“ここ”でわが子を育ててみたい。

そう感じていただけたなら、私たちにとってこれ以上の喜びはありません。

子どもをどのように見ていますか

→ ひとりの人格をもった人であり愛されるべき存在

これはとても難しい問いですが、私たちにとって、いちばん大切にしていることです。子どもへの関わり方は、そのまま大人の「子ども観」の表れになるからです。呑龍愛育会では、子どもを「まだ小さい存在」「何もわからない存在」だとは考えていません。

小さくても、その子なりの気持ちがあり、考えがあり、理由があります。私たちは子どもを、ひとりの人格をもった人として見えています。

そしてもう一つ、大切にしていることがあります。子どもは、育てられるだけの存在ではなく、自ら育とうとする力をもった存在だということです。

子どもは本来、「やってみたい」「知りたい」「関わりたい」「認められたい」そんな思いをもって生きています。その気持ちが安心して出せる場所であれば、子どもは驚くほどの力を発揮します。だからこそ私たちは、大人の都合だけで子どもを動かすことはしたくありません。例えば、新しい環境に不安を感じている子がいるとき、無理に連れて行こうとはしません。その子の気持ちに寄り添い、安心できる関わりの中で、少しずつ慣れていけるようにします。

子どもは気持ちを受けとめてもらえると、先生や保護者との信頼関係の中で自分から動き出すようになります。まず大切なのは、子どもの気持ちを汲み取ることだと考えています。

子どもは未完成な存在なのではなく、いま、その子なりに完成している存在です。

その姿を尊重しながら未来へつなげる力を育てていきたいと、私たちは考えています。

保育園・幼稚園・認定こども園とはどんなところですか

→ 人としての根っこを育てるところ

園や施設は、何かを教えてくれる場所、何かができるようにしてくれる場所、と思われがちです。あいさつを教えてください。字を教えてください。英語もお願いします。しつけも大切ですよね。その想いは、どのご家庭にも共通する自然な願いです。だからこそ私たちは考えます。多くのことを身につけるためには、その前に必要な土台があるということ。

それは、

- 人やものに興味を持つ心の向き
- 手や体を十分に使って動くこと
- 人を好きになり、人といることを楽しいと感じられる感性
- 見守られているという安心感

こうした目には見えにくいけれど、人として生きていく上で一番大切な力です。

目に見える「できること」ももちろん大切です。でも、幼い時期に本当に育てたいのは、将来、社会の中で生きていくことのできる人としての基本となる力だと私たちは考えています。それは、小学校以降の学びとは少し違います。けれど、確実につながっていく大切な力です。私たちは、子どもたちが安心して過ごせる環境の中で、「思いきり体を動かし」、「人と関わり」、「遊び」、「試し」、「感じること」を大切にしています。その積み重ね

が、やがて学ぶ力、考える力、生きていく力へとつながっていくと信じています。「できるようにすること」よりも、「育っていくこと」を大切にしたい。それが、呑龍愛育会の考える教育・保育・支援のあり方です。

学校法人 呑龍愛育会には、いくつかの“当たり前”があります。

- 子どもを急がせません。
- すぐに手を出さず、まず見守ります。
- 「ダメ」と言う前に、「どうしたらできるか」を考えます。
- 失敗を、止める理由にしません。
- 職員同士が、子どもの姿をよく話題にします。
- 保護者と、子どもの成長を一緒に喜びます。

これは特別な取り組みではなく、理念である「楽しくなければ呑龍じゃない」を大切にしてきた結果、自然に根づいた文化です。だからこの場所には、子どもの声がよく響き、職員の笑顔が多く、保護者との会話が絶えません。「なんだか、雰囲気がいいですね」見学に来られた方から、よくいただく言葉です。私たちにとって、それは何より嬉しい評価です。私たちの自慢を、少しだけさせてください。

一番の自慢は、

子どもの幸せを心から願う保護者の方々がいること。

二番目の自慢は、

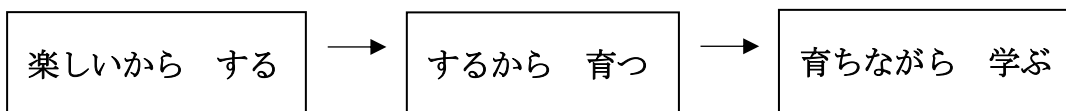
子どもの成長のために、手間を惜しまない職員がいること。

三番目の自慢は、

子どもにとって「楽しい」があふれていること。

子どもの成長に本当に必要なのは、子どもへの純粋な「願い」だと私たちは思っています。一人ひとりの成長を喜ぶ大人がいて、温かいまなざしと言葉をかける環境があること。それが、子どもにとって何よりの力になります。

そして何より、ここが子どもにとって**楽しい場所**であること。



これが、私たちが大切にしている子どもの成長の原理です。

子どもは、周りの大人の姿をよく見えています。

だからこそ、私たち職員もまた、挑戦し、学び続ける存在でありたいと考えています。

子どもに「やってみよう」と伝える私たち自身が、挑戦をやめてしまっていては、

その言葉は届きません。

呑龍愛育会は、子どもだけでなく、大人もまた育ち続ける場所でありたいと思っています。

園の生活はどのようなものですか

→ 子どもたちの生活は、3つの活動でできています

子どもたちの一日は、時間で区切られているわけではありません。大きく分けると、3つの活動が自然に重なり合っていてできています。

I. 子どもが自分で選んでする活動（遊び）

「今日はこれをやりたい」その気持ちから始まる時間です。昨日の続きの遊びをする子。虫を探しに行く子。絵本の部屋でゆっくり過ごす子。友だちを誘って鬼ごっこを始める子。何をするかは、その子が決めます。この時間は、子どもたちが自分の考えで動く力を育てる、とても大切な時間です。そのために職員は、場所・素材・道具・人との関わりが自然に生まれるように、環境を整えています。環境を整えることは、職員のととても大切な仕事です。

II. 先生がきっかけをつくる活動（遊び）

「こんなことやってみない？」先生の投げかけから始まる時間もあります。制作、運動遊び、音楽、季節の活動。ここで子どもたちに経験してほしいことを、無理なく、自然な形で届けていきます。でもこれは、やらせる時間ではありません。子どもの興味や関心に合わせながら、「やってみたいな」と心が動くきっかけをつくる時間です。

長い園生活の中で、さまざまな経験が積み重なるように計画しています。

III. 生活に必要な活動（くらし・役割）

着替え、手洗い、片付け、当番、係の仕事。一見すると「生活のこと」ですが、実はここに、とても大切な育ちがあります。自分のことを自分でやる。みんなのために動く。役割を持つ。これは遊びと同じくらい大切な時間です。

この3つは、はっきり分かれているのではなく、一日の中で自然に混ざり合っています。遊びの中で片付けが始まり、生活の中から遊びが生まれ、活動がつながっていきます。

その流れの中で、子どもたちは無理なく、でも確実に、いろいろな力を身につけていきます。保育者の役目は、前に出て教えることではなく、子どもが動き出せる環境を整え、その姿を見守り、必要なときにそっと関わること。子どもたちの生活は、大人がつくるのではなく、子ども自身がつくっていくものだと、私たちは考えています。

環境についてどのように考えていますか

→ 子どもが「やってみたくなる」環境を大切にしています

子どもが育つうえで「環境」はとても大切です。環境と聞くと、園舎や園庭、設備のことを思い浮かべられるかもしれませんが、もちろんそれらも大切な要素です。しかし私たちは、環境をもっと広く捉えています。子どもを取り巻く、空間・物・そして人そのすべてが、子どもにとっての環境です。

- 子どもが思わず動き出したくなる場所
- 何かを試してみたくなる空間
- 失敗しても、もう一度やってみようと思える雰囲気

そうした環境の中で、子どもは自ら育っていきます。もちろん、子どもたちが安心して過ごせるよう、危険そのもの（ハザード）は取り除き、落ち着いて生活できる環境を整えています。けれど私たちが本当に大切にしているのは、ただ「安全で整っている」ことではありません。子どもが安心して挑戦できることです。そのためには、そばにいる大人の存在が欠かせません。「先生のまなざし」「声のかけ方」「関わる距離」「見守る姿勢」これらもすべて、子どもにとって大きな「人的環境」です。建物や設備の違いがあっても、どの施設でも共通しているのは、子どもがやってみたくなる環境と、それを支える人がいること。私たちは、その環境づくりを何よりも大切にしています。

行事の考え方と具体的なことを教えてください

→ 行事は特別なものではなく、生活の延長にあるもの

行事は、子どもたちの生活を彩る楽しいものです。でも私たちは、行事を「特別なイベント」だとは考えていません。行事は、日々の生活の延長にあるものだと考えています。遠足を楽しみに待つ気持ち。みんなで力を合わせる体験。家族と一緒に喜びを味わう時間。こうした経験は、すべて普段の生活につながっています。当園では、行事のために練習をするのではなく、日々の生活がそのまま行事につながっていくことを大切にしています。

例えば、運動会が終わってもその遊びは続きます。発表会の活動が作品づくりや日常の遊びに広がることもあります。行事だけが切り取られたものではなく、生活の中で積み重ねてきたことが行事という形で表れるのです。だから子どもたちは行事に追われることなく、行事を通して自然に育っていきます。

また、同じような経験を、時期を変えて繰り返すことも大切にしています。これは活動2回説に基づく考えで、どんなことでも2回以上繰り返すことで子どもたちの受け止め方は変わり、その分、深い学びにつながっていきます。行事は「見せるためのもの」ではなく、子どもたちが育つ過程そのものなのです。

知的教育はどうしていますか

→ ものごとの関係に気づくことを「知的」と考えています

「知る」ということは、文字や数字を早く覚えることではない、と考えています。

当園で大切にしている知的な育ちとは、ものとももの、こととことの関係に気づくことです。

例えば、

- 動物は水やえさをあげないと生きていけないこと
- 暑い日に帽子をかぶらないと頭が熱くなること
- 寒い日に外に置いた水が凍ること
- 「おはよう」と言うと「おはよう」と返ってくること
- 椅子を重ねると数のまとまりが見えてくること
- 文字や音には意味があること
- 土の下で小さな生きものが動いていること

こうしたことは、特別な授業で教わるものではなく、子どもたちの日々の生活や遊びの中にたくさんあります。子どもたちは五感を使って体験し、その体験の中から「なるほど」

「不思議だな」という気づきを重ねていきます。その積み重ねの中で、物事のつながりや法則に気づいていくこと。それが本当の意味での「知る」ことだと思います。

だから、早く文字を覚えさせることよりも、豊かな体験を重ねることを大切にします。

そして、そばにいる大人がその気づきに寄り添い、言葉を添えていくこと。それが吞龍愛育会の考える「知的教育」です。

食育について教えてください

→ 食べることは、生きる力を育てること

「食べること」も大切な保育・育成の一部です。子どもにとって食事の時間は、ただお腹を満たすだけのものではありません。人との関わりを感じ、生活のリズムを整え、心を落ち着ける大切な時間です。施設や年齢によって食事の形は異なりますが、どの施設でも共通して大切にしているのは、食べることを通して、子どもが育つことです。みんなで同じものを食べる楽しさ、「おいしいね」と笑い合う時間、家では食べなかったものに挑戦してみる経験。そうした体験が、子どもの心と体をゆっくり育てていきます。また、食事の時間を通して習慣や食への興味関心も自然と身につけていきます。

- 姿勢やお箸の持ち方
- 食事の前後の生活習慣
- 食べるときの雰囲気やマナー
- 季節の食材や食への興味

幼児期には、おうちの方の愛情を感じる場面があったり、乳児期には、安心して食べられる環境が整えられていたり、学童期には、おやつや仲間との時間が生まれたりします。

そして学童でも、長期休みの期間にはみんなで給食を食べる時間があり、その時間もまた、大切な食育の場になっています。

形は違っても、どの年代でも「食べること」そのものが、子どもを育てる時間であることに変わりはありません。私たちは、その時間をとても大切にしています。

怪我についての考え方を教えてください

→ 子どもには、怪我をしながら育つ権利があります

私たちは、子どもが生活や遊びの中で小さな怪我をすることを、すべて悪いことだとは考えていません。子どもが本当に体を使って遊び、挑戦し、学んでいるとき、そこには必ず「リスク」があります。しかし私たちは、そのリスクと向き合いながら、ハザード（危険なもの）は徹底して取り除く環境づくりを行っています。「転ぶかもしれない」「ぶつかるかもしれない」「少し擦りむくかもしれない」そうした経験の中で子どもは、

- 自分の体の使い方
- 危険の感じ方
- どうすれば安全かという判断力

を身につけていきます。小さな怪我を経験している子どもほど、大きな怪我をしないように自分で気をつけられるようになります。反対に、まったく怪我をしない環境で育った子どもは、いざというときに自分の身を守る力が育ちにくいとも言われています。

私たちは子どもたちをただ「守る」のではなく、自分で自分の身を守れる子に育てたいと考えています。そのために、見守り、支え、環境を整えながら、子どもたちの挑戦を大切にしています。

保護者との関わりについて教えてください

→ 子どもを真ん中に、一緒に育てていく場所でありたい

子どもを育てるのは園や施設だけでも、家庭だけでもなく、みんなで一緒に育てていくものだと考えています。子どもは、園や施設で過ごす時間と、家庭で過ごす時間の両方の中で育っていきます。だからこそ、保護者の方々と私たち保育者が、子どもを真ん中にしてつながっていることを、とても大切にしています。送迎のときの、ほんの少しの会話。日々の様子を伝え合うやりとり。行事や面談で顔を合わせる時間。そうした日常の関わりの中で、自然と「一緒に子どもを見守っている」という関係が生まれていきます。施設によっては、保護者同士が関わる機会があったり、またある施設では、日々のやりとりを大切にしていたりと、関わり方の形はそれぞれ違います。

けれど、どの施設にも共通しているのは、保護者の方々と私たちが、同じ想いで子どもを見つめているということです。保護者の方が園や施設に関わることは、お手伝いをお願いするという意味ではありません。子どもを通して、人とつながり、子育ての喜びや悩みを分かち合える場所でありたいと願っています。

1. 運営主体

名 称	学校法人呑龍愛育会
法 人 所 在 地	栃木県佐野市大祝町 2312-1
電 話 番 号	0283-27-0051
代 表 者 氏 名	小林 竜樹
設 立 年 月 日	1953 年 3 月

2. 事業所の概要

種 類	指定児童発達支援
名 称	Don キッズ ひなたぼっこ
所 在 地	栃木県佐野市植上町 1384-3
連 絡 先	電話：0283-55-8913 Fax：0283-55-8317
管 理 者 氏 名	藤浦 弘子
児童発達支援管理責任者	藤浦 弘子
定 員	1 日あたり 10 名

3. 施設の概要

設備の種類	室数	備考
指導室	1 室	
静養室兼相談室	1 室	
トイレ	1 室	

4. 事業の目的

学校法人 呑龍愛育会（以下「事業者」といいます）が設置する「Don キッズひなたぼっこ」（以下「事業所」といいます）では、提供する児童発達支援の適正な運営を確保するために必要な事項を定め、円滑な運営管理を図ることを目的とします。当事業所は、お子様および保護者様（通所給付決定保護者）の意思と人格を尊重し、常にお子様と保護者様の立場に立った適切な支援の提供を確保いたします。

5. 運営方針

(1) 個別の状況に合わせた適切な指導・訓練

お子様が日常生活を送る上で必要な能力を向上させ、社会との交流を図ることができるよう、一人ひとりの心身の状況や環境に応じて、適切かつ効果的な指導および訓練を行います。

(2) 地域や家庭との密接な連携

地域やご家庭との結び付きを大切に考え、お住まいの市町村や学校、他の障害福祉サービス事業者、医療機関等と密接に連携し、お子様を総合的に支える体制を整えます。

(3) 法令の遵守と適正な運営

児童福祉法および「栃木県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」等の関係法令を遵守し、適正なサービスを提供いたします。

6. 療育目標とサービスの内容

(1) 健康・生活

日常生活における基本的な生活習慣（手洗い、排泄、食事、歯磨き）などが身につくよう支援します。心身の状況に応じて、食事、排泄、着脱衣、整容などの支援を行うとともに日常生活能力の向上に努めます。

(2) 言語・コミュニケーション

言語形成、集団活動を通してコミュニケーション能力の向上に努めます。

(3) 認知・行動

街を散歩したり、買い物体験など様々な体験活動を取り入れていきます。

(4) 運動・感覚

絵画、工作などの創作活動を支援します。様々な活動の中に微細運動・粗大運動・協調運動を取り入れ体幹を養っていきます。

(5) 人間関係・社会性

レクリエーション行事や外出訓練を通じて社会生活適応能力の向上に努めます。法人内連携園で集団生活を体験できるように努めます。

(6) 家族支援

家庭での接し方や日常生活上の援助方法について、ご家庭からの相談に応じ、必要な指導・助言を行います。

(7) 地域連携支援

就園先、連携園や関係機関との連携を図り、関わり方などを共有していきます。

※全てのサービスは「個別支援計画」に基づいて行われます。「個別支援計画」は、本事業所のサービス管理責任者が作成し説明を行い、利用者の同意をいただきます。

7. 営業時間とサービス提供時間

営業日及び営業時間	月曜から金曜 8:30～17:30
サービス提供日及びサービス提供時間	月曜～金曜 9:30～11:30、13:30～15:30

日曜日、国民の祝日、夏季休業（8月13日～16日）、年末年始（12月29日～1月3日）、その他事業所が定める日は休業となります。

8. 職員体制

管理者兼児童発達支援管理責任者	1名	保育士	3名
言語聴覚士	1名	児童指導員	1名
指導員	1名		

9. 1日の流れ

児童発達支援	
9:30・13:30	来所
10:00・14:00	はじまりの会
10:15・14:15	主活動
11:15・15:15	終わりの会
11:30・15:30	退所

10. 年間行事

4月	
5月	おひさまタイム（保護者懇談会）
6月	お泊り会（年長児のみ）
7月	
8月	水遊びイベント
9月	おひさまタイム（保護者懇談会）
10月	ハロウィン・運動会
11月	どんりゅうフェスタ
12月	クリスマス会
1月	クルール展（作品展）
2月	おひさまタイム（保護者懇談会）
3月	ありがとうの会

※随時、保育参観を行います。

※公共交通（電車、バス）体験活動実施予定

11. サービス利用料金と利用者負担額について

(1) 利用者負担額（代理受領）について

当事業所が提供するサービスを利用した際は、厚生労働大臣が定める基準に基づいた「サービス利用料金」が発生します。原則として、その費用の9割分（障害児通所給付費）は自治体から直接当事業所に支払われます（これを代理受領といいます）。保護者様には、残りの1割分を「利用者負担額」として当事業所へお支払いいただきます。

※負担の軽減措置について

世帯の所得区分に応じて、月ごとの「負担上限月額」が設定されています。それを超える負担は発生しません。また、多子軽減や無償化の対象となる場合は、その規定が優先されます。

(2) 全額自己負担となる場合（代理受領を行わない場合）

受給者証の確認ができない場合や、自治体からの給付（代理受領）が行われないケースにおいては、サービス利用料金の全額（10割）を一旦お支払いいただく場合がございます。その際、後日保護者様ご自身で自治体へ給付申請を行っていただくこととなります。

(3) 領収証の発行及び通知

領収証の発行：利用者負担額のお支払いを受けた際は、その都度領収証を発行いたします。

代理受領の通知：自治体から障害児通所給付費（9割分）の支払いを受けた際は、その金額および内訳を保護者様に通知いたします。

(4) その他の費用（実費負担分）について

体験活動費（教材費等）はその都度手紙等で内容および金額を保護者様にお知らせし徴収させていただきます。

▶ 運用に関する補足事項

- (ア) 学校法人 吞龍愛育会内の他施設（幼稚園等）に在籍中で、すでに同様の費用をお支払いいただいている場合は、二重に徴収することはありません。
- (イ) 日常生活やイベント等で上記以外の費用が発生する場合は、あらかじめ内容と金額を説明し、同意をいただいた上でご負担いただきます。

12. 支払い方法

イベントごとに体験活動費、教材費等を事前にお知らせし現金徴収させていただきます。

13. サービス利用に当たっての留意事項

通所給付決定保護者はサービスを利用するにあたって、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為等、他の通所給付決定保護者に迷惑を及ぼす恐れのある行為及び言動を行わないものとします。

14. 虐待の防止について

(1) 事業者は、障害児及び通所給付決定保護者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。

- ・虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- ・園児の家族からの苦情処理体制の整備
- ・その他、虐待防止のために必要な措置

(2) 事業者は、開園時間中に職員又は保護者による虐待を受けたと思われる障害児を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとします。

(3) 虐待防止に関する責任者

虐待防止に関する責任者	管理者：藤浦 弘子
-------------	-----------

15. 身体拘束等の禁止について

事業者は、障害児または他の障害児の生命や、身体を保護する為に緊急やむを得ない場合を除き行動を制限する行為を行いません。

- (1) 身体拘束の適正化を図るため指針を整備しています。
- (2) 従事者に対する適正化を図るため研修を実施しています。

16. 緊急時の対応・与薬の対応

児童発達支援の提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとします。また、主治医への連絡等が困難な場合や緊急性の高い時は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずるものとします。

個別に医療機関からの指示書の提出をお願いする場合があります。その際は、速やかに事業所に提出するものとします。指示書の基づき保護者の同意の上支援にあたります。服薬・予防薬・坐薬などは別紙の与薬依頼書に記入の上ご持参ください。痙攣などの予防薬(坐薬)はお預かりし依頼通り職員が使用します。

(1) 事業所の協力医療機関

医療機関名	柳川小児科	診療科	小児科
所在地	佐野市赤坂町 186		
代表者	柳川 悦子	電話番号	0283-22-0516

17. 非常災害時の対策

対策計画により以下の通りとします。

震度5以上の地震発生時は緊急のお迎えのお願いをします。

台風など予測できることは様々なことを鑑みてお迎えや、休所をお願いすることがあります。

災害時の連絡は、電話、ショートメール、ブログなどでお伝えしていきます。

災害時の避難先

① 佐野市立南中学校 〒327-0035 佐野市植下町 1205 TEL 0283-23-0869

栃木県や佐野市の防災情報など確認し適宜、避難します。

18. 事故発生時の対応と損害賠償

事故が発生した場合は、県、市町村及び障害児の家族等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

保険会社：(株)東京海上日動

19. 記録の管理および開示

関係法令に基づいて、障害児の記録や情報を適切に管理し、通所給付決定保護者の求めに応じてその内容を開示します。

20. 秘密の保持

職員は、業務上知りえた障害児又はその家族の秘密を保持します。

また、事業者は、職員であった者に業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とします。

21. 苦情・要望の受付窓口

(1) 当事業所の苦情・要望の受付窓口

受付窓口	苦情解決責任者	小林 竜樹
	受付日	月～金（12月30日～1月3日までを除く）
	受付時間	午前10時～午後6時
	電話番号	0283-27-0051 FAX番号 0283-27-0052
第三者委員	第三者委員	長谷川 一宏 電話番号 0283-23-7086

(2) 行政機関その他苦情受付機関

本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関又は栃木県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

佐野市 こども福祉部 障がい福祉課	所在地	佐野市高砂町1
	受付日	月曜日から金曜日（平日）
	受付時間	午前8時30分から午後5時15分
	電話番号	0283-20-3025
	FAX番号	0283-24-2708
栃木県 福祉サービス事業担当	所在地	宇都宮市塙田1-1-20 県庁本館4階
	受付日	月曜日から金曜日（平日）
	受付時間	午前8時30分から午後5時15分
	電話番号	028-623-3029
	FAX番号	028-623-3052
	Eメール	syougai-fukushi@pref.tochigi.lg.jp
栃木県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内
	受付日	月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）
	受付時間	午前9時から午後4時
	電話番号	028-622-2941
	FAX番号	028-622-2316

22. 自己評価・第三者評価の実施状況

実施の有無	無
-------	---

2025.4.1 施行
 2025.5 改訂施行
 2026.2 改訂
 2026.4 改訂